

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成22年6月29日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市水道局職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「別表第2の16の項」を「別表第2の17の項」に改め、同条第3項中「12の項」を「13の項」に改める。

別表第2中22の項を23の項とし、13の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
--	--

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。